

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北広島市立西部中学校 令和5年(2023年)年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について 法には次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは?

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

西部中学校 いじめ防止基本方針 の概要

【西部中のいじめに対する基本姿勢】

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識
- ② 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識
- ③ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念

西部中学校 いじめ防止対策委員 会の役割・活動

組織：校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・該当学級担任・養護教諭
(必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員)

役割・活動

- ① 基本方針に基づく年間計画作成
- ② いじめに関する相談窓口
- ③ 様々な問題行動に関する情報収集と記録、共有化
- ④ いじめ事案に対する情報共有、事実確認、指導・支援体制の方針策定、
- ⑤ 保護者との連携、関係機関との調整等の実施

西部中学校 いじめ防止 プログラムの活動

- ① アンケート
年最低2回、いじめアンケートを実施
- ② 心と身体のチェック
長期休業前後にアセスメントツール「心と身体のチェック」を実施
- ③ 教育相談
定期的な教育相談(二者懇談)を実施
- ④ 生徒会活動による活動
小学校児童会と合同の「いじめ撲滅集会」「シトラスリボン制作」の実施
- ⑤ ネットパトロールの実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の西部中学校のいじめ対策組織担当は、佐々木征司教諭です。

連絡先 011-376-2252 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話 (電話)	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター